

2020 年6月

京都大学 11 月祭全学実行委員会

## 第 62 回 11 月祭における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

### 1. 概要

#### (1) 本ガイドラインの目的

第 62 回 11 月祭(以下 11 月祭)において、本ガイドラインは 4 日間開催を前提に新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために必要な対策をまとめることを目的とする。本ガイドラインが適用される範囲は 11 月祭開催中(2020 年 11 月 19 日から 11 月 22 日)における、11 月祭にかかわるすべての活動である。11 月祭期間中に生じた問題およびその問題の後日対応を本ガイドラインに沿って行うものとする。対策は 2020 年6月 19 日現在のものであり、必要に応じて内容が変更される可能性がある。なお、一般に感染拡大の危険性がなくなつたと判断される場合、本ガイドラインは適用されない。

本ガイドラインでは、企画責任者、企画参加者または調理者として PENGUIN アカウントを登録した者を企画出展者、11 月祭においてサービスを受ける者を来場者、11 月祭本部の構成員および 11 月祭本部が認めたものを本部スタッフと定義する。

#### (2) 感染防止に向けた基本的な考え方

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、①来場者、本部スタッフ、企画出展者を含む 11 月祭に関わる全ての人(以下、11 月祭参加者)の健康管理に留意すること、②最低でも 1m(可能な限り2m 以上が望ましい)の身体的距離を保ち、十分に換気された空気環境を確保すること、③接触感染を防止するため、施設・設備の清掃、消毒を徹底すること、④飛沫感染を防止するため、11 月祭参加者にマスク着用の励行をおこなうこと、の4点を遵守して運営することを基本原則とする。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的としているため、本ガイドラインの実施するにあたって、11 月祭本部および企画出展者が提供する来場者サービスの質の向上よりも感染拡大防止対策が優先されることがある。

## 2. 基本的な対策

### (1) 11 月祭への来場および構内における移動の制限

#### ① 来場制限

以下のイ)、ロ)に当てはまる 11 月祭参加者には、来場を認めない。

イ) 来場当日の段階で、

- ・風邪症状(発熱、咳、くしゃみ、喉の痛みなど)がある
- ・体温が 37.5 度以上である、または発熱が数日間続いている
- ・だるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

ロ) 来場当日から過去 14 日以内に、

- ・風邪症状(発熱、咳、くしゃみ、喉の痛みなど)があった
- ・発熱や感冒症状で受診や服薬等をした
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触があった
- ・政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触者があった

また、体調に不安がなくとも、基礎疾患(糖尿病・心不全・呼吸器疾患等)持つ、妊娠中である、未就学児童を連れている、高齢である、などの条件に当てはまる者に対しては、来場に際して、関係機関の情報を参考に慎重な判断をするよう求める。

#### ② 予備的な対策

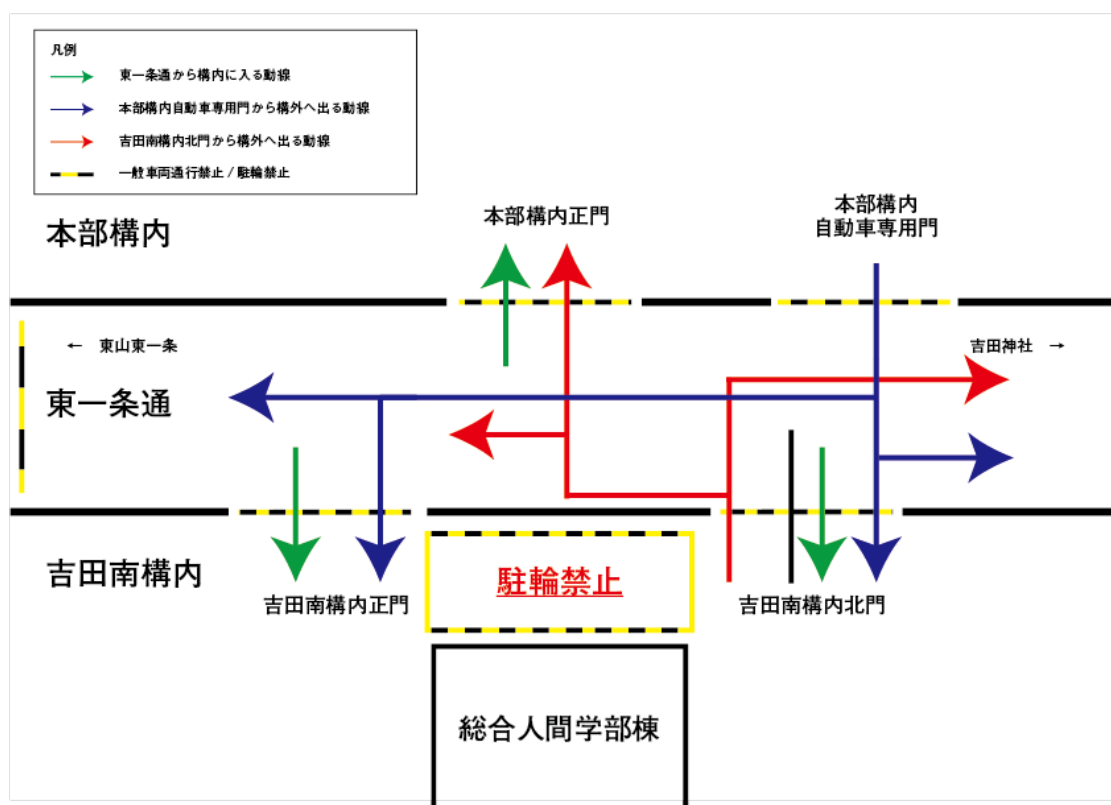
①に該当する方の来場や、新型コロナウイルスの感染が拡大していると事務局が判断した地域からの来場を控えるよう、11 月祭公式 Web サイトや事務局公式 Twitter を用いて広報を行う。

#### ③ 移動制限

吉田南構内と本部構内を往来する人によって密な空間が発生し感染リスクが高まるのを防止するために、移動制限を設ける。

京都府警から道路占用許可を得て、11 月祭期間中 10:00～18:00 の間、東山東一条交差点以东の東一条通を封鎖し、自動車の通行を不可能にする。

11 月祭期間中の 10:00～18:00 の間、吉田南構内正門と本部構内正門を入場方向、本部構内自動車専用門を退場方向の一方通行とする。吉田南北門について左側通行とする。吉田南構内の正門と北門、本部構内の正門と自動車専用門において、一般車両の通行を禁止する。総人棟北の駐輪場は駐輪禁止とする。



#### (1) マスクの着用

11 月祭参加者のマスク着用を奨励する。

原則、企画出展者および本部スタッフのマスクの着用を義務づける。やむを得ずマスク着用ができない場合には、他の 11 月祭参加者との接触を避ける。

来場者には SNS 等を通してマスクの着用しての来場を事前に呼びかけ、11 月祭本部も会場内でマスクの販売を行う。

### (3) 室内の換気

屋内施設に関しては常時窓・ドアを開放(常時開放することが困難な場合においては 30 分に1回、1回につき数分が目安)して換気を行う。換気が不可能と判断された施設は使用を中止、換気が不可能だと判断された企画に関しては開催を認めない。施設の空調設備なども活用する。

### (4) 密集・密接の回避

- ① 来場者同士の身体的距離を確保するため、待ち列・各種企画の観賞エリアなどにおいては、少人数グループ(家族など)毎に1m 以上(可能であれば2m)の間隔を空けてもらよう、本部スタッフ及び企画出展者が、口頭や場内アナウンスでの喚起を行う。屋内施設に関しては、テープ等を用いてフロアマーカを設置する。
- ② 本部スタッフ及び企画出展者は、1m 以上(可能であれば2m)の間隔をとって来場者対応および業務を行う。ただし、やむを得ない理由で接近する必要がある場合、マスクの着用に加え、発声する際には可能な限り距離をあけるなど、必要な対策をとる。
- ③ ベンチなどのフリースペースについては、張り紙を貼るなどの適度な利用制限を行い、身体的距離を確保する。
- ④ 密集・密接している、大声を出しているなどの感染リスクの高い行為を行っている来場者・企画出展者がいた場合、間隔を空けていただくよう本部スタッフが声をかける。

### (5) 清掃・消毒について

各施設の入口に消毒液を設置し、消毒を行ってもらうように呼びかけを行う。屋内企画出展者は自らが使用している教室の清掃を毎日、11 月祭終了時に行う。11 月祭事務局(以下、事務局)は事前に接触感染に対するリスク評価を行い、高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど)に対しては定期的な消毒を行うものとする。

教室の清掃後、人が触れたと考えられるすべての場所を清拭消毒する。

企画出展者に片づけ日の構内清掃を義務づける。

11 月祭本部はアルコール消毒液を斡旋販売し、屋内企画及び模擬店企画に購入を義務付ける。

#### (6) 手洗い

会場内のすべての手洗い場に手洗いは石鹼を使って丁寧に 30 秒以上行う旨を周知する掲示物を設置し、石鹼の補充に関しては定期的に行う。手洗い場が少ない場所(特に吉田南グラウンド)には手指消毒液を十分に設置する。

模擬店企画(屋内カフェ企画を含む)および、その他必要のあるグラウンド企画、屋内企画の手指消毒液購入を義務づける。

手洗いおよび手指消毒を呼びかける場内アナウンスを定期的に行うとともに構内に掲示物を設置する。

#### (7) 本部スタッフ

本部スタッフは原則としてマスクを着用し、定期的な手洗いを実施する。また、濃厚接触となる行為を最小限にする努力をする。

工具や各種物品など複数人が触る可能性のあるものは使用毎に消毒する。

11 月祭開催2週間前から、本部スタッフは極力他者との濃厚接触を避けるとともに毎日検温を行い、発熱が認められた場合は自宅で療養する。

#### (8) 告知・広報等

11 月祭の公式 Web サイト、事務局の公式 Twitter 等可能な限り多くの手段を用いて、11 月祭における感染防止対策の周知を図る。

事前広報を徹底するとともに、11 月祭中は場内アナウンス、公式リーフレット、パンフレット、掲示物等でマスクの着用、身体的距離の確保、手指消毒液の使用を 11 月祭参加者に

呼び掛ける。後日、11 月祭参加者の新型コロナウイルス感染が確認された場合、詳細を広報する。

#### (9) 保健所等との連携

11 月祭参加者に新型コロナウイルスに感染疑いのあるものが発生した場合に迅速な連携が取れるように、保健所等との連絡体制を整えておく。

#### (10) 体調不良者への対応

##### ① 来場者について

会場内で来場者から体調不良の申し出があった場合、救護本部において個別に対応する。新型コロナウイルスに感染していた場合は、11 月期間中は 11 月祭本部、11 月祭終了後は 11 月祭事務局まで連絡していただくようお願いする。

##### ② 本部スタッフおよび企画出展者について

37.5℃以上の発熱が確認される場合、当日およびそれ以降は自宅待機とする。新型コロナウイルス感染の疑いがある場合は、その濃厚接触者も同様の扱いとする。これは、本部スタッフおよび企画出展者同士の濃厚接触を避けることをねらいとしている。

企画出展者が体調不良の場合は、11 月祭本部に連絡することを義務付け、自宅待機とする。11 月祭後2週間以内に新型コロナウイルスを発症した場合、11 月祭事務局まで連絡するよう依頼する。

#### (11) 11 月祭の内外において感染が確認された場合

11 月祭本部が 11 月祭参加者の新型コロナウイルスの感染を確認した場合、翌日以降の 11 月祭を中止する。その他、地域の感染拡大状況を踏まえ、感染が拡大している蓋然性が高いと 11 月祭本部が判断した場合、11 月祭を中止または縮小する可能性もある。

また、新型コロナウイルスの感染が拡大している地域からの来場を控えていただくよう、SNS 等を通して事前に広報を行う。

(12) 飲食物の取り扱い(模擬店、屋内カフェなど)

販売者は、食品の手渡し時に歩きながら食べることを控えるよう呼び掛け、各店舗に同様の旨を広報する掲示物を設置する。他者との十分な身体的距離が確保したうえで飲食を行う。屋内のテーブルでは対面に座ることを避け、席間隔を空ける。箸やコップ、皿などの容器類はできるだけ使い捨てのものを使用する。衛生管理を徹底し、調理器具等のこまめな洗浄・消毒を行う。企画ごとに定められた場所以外での食品の提供を禁止する。

(13) ごみの取り扱い

清掃やゴミの廃棄を行う本部スタッフおよび企画出展者には、マスク・使い捨て手袋の着用を義務付ける。作業を終えた後は、手洗いまたは手指消毒を行う。

(14) 京都市新型コロナあんしん追跡サービスの利用

京都市新型コロナあんしん追跡サービスを利用する。QR コードを各建物の入口やインフォメーション等に設置し、来場者に協力をお願いする。